武蔵野音楽大学 公的研究費取扱規則

(目 的)

第1条 この規則は、武蔵野音楽大学(以下「本学」という。)における公的研究費(以下「研究費」という。)の取扱いに関して、適正に運営および管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営および管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(定義)

- 第3条 この規則において「研究費」とは、次のものをいう。
 - (1) 文部科学省の競争的資金
 - (2) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金
 - (3) 文部科学省の公募型の研究資金
 - (4) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
 - 2 この規則において「職員等」とは、本学に雇用されている全ての者、本学の施設・ 設備を利用して研究に携わる者および本学の学生(研究生その他本学において修学す る者を含む。)をいう。

(管理責任者)

- **第4条** 本学の研究費を適正に運営および管理するために次の管理責任者を置く。
 - (1) 最高管理責任者
 - イ 本学全体を統括し、研究費の運営および管理について最終責任を負うものと し、本学学長(以下「学長」という。)をもって充てる。
 - ロ 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するため に必要な措置を講ずる。
 - ハ 不正防止対策の基本方針や具体的な対策の策定に当たって、重要事項を審議 する理事会等において審議を主導し、その実施状況や効果等について役員等 と議論を深める。
 - ニ 自ら不正使用防止に向けた啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上 と浸透を図る。
 - (2) 統括管理責任者
 - イ 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営および管理について全体を統括する 実質的な責任と権限を持つものとし、総務部長をもって充てる。
 - ロ 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施する。
 - ハ 研究倫理教育責任者と連携をし、研究活動上の不正防止のためのコンプライ アンス教育および啓発活動に関する実施計画を策定する。
 - ニ 不正防止対策の実施状況を確認するとともに、それを最高管理責任者に報告 する。
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - イ 統括管理責任者の指導の下、研究費の運営および管理に関する諸施策の実施 ・確認・教育・モニタリング等について実質的な責任と権限を持つものとし、 総務部総務課長をもって充てる。
 - ロ コンプライアンス推進責任者は次の各号に定める役割を担う。
 - 1) 不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

- 2) 不正使用防止を図るため、学内の公的資金に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 不正使用防止に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 4)研究者が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか、モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5) 必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命する。
- (4) 研究倫理教育責任者

統括管理責任者の指導の下、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育の実施について実質的な責任と権限を持つものとし、総務部総務課長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者が責任を持って研究費の運営および管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(監事の責務)

- **第4条の2** 監事は、不正防止に関する内部統制の整備、運用状況について、機関全体の観点から確認し、その結果を理事会において、定期的に報告し、意見を述べるものとする。
 - 2 監事は、前項のうち特に、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

(職員等の責務)

- 第5条 職員等は、研究費の取扱いに関しては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1)研究費は、公的資金によるものであり、本学が管理するものであることを認識し、適正に使用するとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。
 - (2) この規則およびこの規則に基づく統括管理責任者の指示に従うとともに、統括管理責任者が実施する研究活動上の不正行為の防止に関するコンプライアンス教育、啓発活動および研究倫理教育・研修に参加しなければならない。
 - (3) 調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。
 - 2 研究者は、研究者個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は、公 的資金によるものであり、本学の管理が必要であるという原則とその精神を認 識しなければならない。
 - 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、研究データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを本学ホームページ等に開示しなければならない。
 - 4 事務を担当する職員は、専門的知識をもって研究費の適正な執行を確保しつつ、効率 的な研究遂行を目指した事務を担う立場になることを認識するため、誓約書を提出し なければならない。

(不正防止計画推進部署)

- **第6条** 公的研究費に係わる不正防止計画の推進を担当する部署として、最高管理責任者のも とに統括管理責任者の実働部門として総務部をあてる。
 - 1) 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに、全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動を含む)を策定し、実施状況を確認する。
 - 2) コンプライアンス教育や啓発活動の内容は定期的に見直し、常に研究者等の職務内容や権限に応じた効果的で実効性のあるものにする。

3) 不正防止計画推進部署は、監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに不 正防止計画の策定、実施、見直しの状況について意見交換を行う。

(不正防止計画の策定・実施)

- 第7条 不正防止推進部署は内部監査担当とも連携し、不正を発生させる要因について、体系的に整理し、評価する。
 - イ 最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計 画推進室は、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計 画を策定する。
 - ロ 不正防止計画の策定にあたっては、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確 なものとするとともに、発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性の ある内容にする。
 - ハ 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を 活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

(相談窓口の設置)

- **第8条** 本学における研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、総務部に相談窓口を置く。
 - 2 相談窓口は、本学における研究費に係る事務処理手続きに関する学内外からの問い合 わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資 するよう努めなければならない。

(通報窓口の設置)

- **第9条** 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、総務部に通報窓口を置き、責任者は、統括管理責任者である総務部長とする。
 - 2 総務部長は、不正行為に関する通報(報道や会計検査院等の部外機関からの指摘を含む。)を受け付けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。
 - 3 通報窓口は、不正行為に関する通報を受付る場合は、通報者が特定されないよう適切な措置を講じなければならない。
 - 4 通報窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者および通報内容について、調査結果の公表まで、第三者に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報等の取扱い)

- 第10条 不正行為に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談によるものとする。
 - 2 前項の通報は、原則として、顕名により行われるものとし、被通報者名、不正行為の 態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されなければなら ない。ただし、匿名による通報の場合においても、その内容によっては、顕名による 通報に準じて取扱うことができる。
 - 3 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対し統括管理責任者である総務部 長は、その内容を確認・精査し、最高管理責任者である学長に報告しなければならな い。
 - 4 学長が前条および前項の報告を受けた場合は、通報等の受付から 30 日以内に、通報 等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究費 の配分機関(以下「配分機関」という。)に報告しなければならない。
 - 5 学長は、調査が必要と判断した場合は、調査委員会を設置し調査を行うものとする。
 - 6 本学は、被通報者に対し必要に応じ、研究費の執行を一時的に停止する。

(調査委員会の設置および調査)

第 10 条の2 前条第5項に規定する調査委員会は、本学に属さない第三者(弁護士、公認会計士等で、かつ、被通報者と直接利害関係を有しない者とする。)を含む者をもって設置し、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し認定する。

(配分機関への通報および調査への協力等)

- 第 10 条の3 本学は、前条の調査にあたっては、調査方針、調査対象および方法等について 配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 2 本学は、通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出し、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、報告しなければならない。
 - 3 本学は、前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進 捗状況報告および調査の中間報告を配分機関に提出しなければならず、また、調査 に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該不正等に係わる資料の提出また は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(通報者・被通報者の保護)

- 第11条 本学は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や制裁処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。
 - 2 本学は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 本学は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(研究費の使用)

- 第 12 条 統括管理責任者は、研究費の執行状況を検証し、計画的執行が図られているか確認 し、問題があれば改善策を講じなければならない。
 - 2 研究費を使用する場合は、研究費の執行状況を的確に把握するため、研究者からの申請により、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。
 - 3 研究費を使用する場合は、武蔵野音楽大学科学研究費補助金取扱規則第7条に規定 する手続きを経て使用しなければならない。
 - 4 研究費の使用に当たり、関係業者が不正な取引に関与した場合は、取引停止等の処分を行う。
 - 5 前項の処分に関する方針、誓約書の提出等については、別に定める。
 - 6 発注または契約する際、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、機関からの 発注を原則とし、研究者が発注する場合は見積もり合わせを義務づける。

(納品検収確認業務の実施)

- 第 12 条の2 本学の納品検収業務については、文部科学省「研究機関における公的研究費の 管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく
 - 2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針については、最高管理責任者 が適宜決定する。

(研究費の運営および管理)

第13条 本学における研究費の運営および管理は、最高管理責任者の下、経理部が実施する。

(内部監査及びモニタリング)

- 第14条 本学における研究活動に係る監査は、武蔵野音楽大学科学研究費取扱規則第3条に 基づき、総務部を事務担当部署とし、そのうち研究費関連の業務に携わらない者の 中からの最高管理責任者が内部監査担当を指名し、実施する。
 - 2 内部監査手順を示したマニュアルを作成し、不正防止計画推進部署と連携し、監査の質の向上を図る。
 - 3 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。
 - 4 内部監査担当は、競争的研究費等の管理体制に不備がないか検証する。
 - 5 不正が発生するリスクに対し、リスクアプローチ監査を実施する。
 - 6 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事と の連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関す る内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の 運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
 - 7 内部監査による結果および指摘に対する本学としての対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用するなどにより、研究者等に対して周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。
 - 8 前項の規定にかかわらず、必要に応じ監事および会計監査人による監査を実施することができる。
 - 9 監査の実施に当たっては、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から研究費の運営および管理ならびに研究活動上の不正防止等の体制整備等についての改善を重視した監査を行うものとする。

(研究費の運営・管理体制の公表)

第 15 条 本学の研究費の運営・管理に係わる責任と権限の体制について、本学ホームページ 等により公表するものとする。

(規則の変更)

第16条 この規則の変更は、法人運営協議委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。(発効)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) の 改正に伴う一部改訂)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(武蔵野音楽大学における研究活動に係る特定不正行為の防止等に関する取扱規則の制定に伴う一部改訂)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。 (題名の変更および規則の変更の一部改訂)

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。 (管理責任者の変更、監事の責務および納品検収確認業務の実施の新設に伴う一部改 訂)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)に基づく規則の見直しに伴う一部改訂)